

# 若者ライフプランニング支援業務 企画提案仕様書

## 1 業務名

若者ライフプランニング支援業務

## 2 業務期間

契約締結日から平成 30 年（2018 年）3 月 31 日まで

## 3 業務目的

札幌市ではこれまで、子どもを安心して生み育てることができる街を目指し、子育ての不安解消につながる取組を積極的に推進してきた。

しかし、札幌市の合計特殊出生率は、都道府県の中で最も低位にある東京都とほぼ同水準で、全国的に見ても低位となっている。

平成 28 年 1 月に策定した「さっぽろ未来創生プラン」では、札幌市の合計特殊出生率が低位にある要因は、出生率の高い年齢層（25～39 歳）において、全国と比べて未婚率が高いことや、夫婦の持つ子どもの数が少ないことにあると分析している。

そこで、本業務では、次代を担う若い世代（これから社会に出る学生及び若手社会人等）に対して、結婚、出産、子育て、ワーク・ライフ・バランスに関する情報を積極的に発信することで、若者の理想のライフプランを実現させるための支援をすることを目的とする。

## 4 業務内容

以下の 2 つの業務を実施すること。なお、業務の実施にあたっては、2 つの業務において相乗的な効果が発揮されるよう、相互に連動しながら総合的に実施すること。

また、他の官公庁や民間事業者と連携できる部分については、積極的に連携を図ること。

なお、どのようなライフプランを理想とするかは、個人の自由な選択に基づくものであることから、発信する情報については、特定の価値観・考え方に偏った内容とならないよう十分配慮し、多様な価値観を尊重すること。

### (1) ライフプランセミナーの開催

若者たちが理想とする結婚や出産、子育て、働き方について考えてもらう機会としてセミナー等を開催し、理想を実現するために必要な情報を提供する。

○主たる対象を大学生等（専門学校生、高校生等を含む）とし、開催回数は問わないが、延べ 800 名以上の受講を想定している。

○大学等の授業、会議室等を利用したセミナー、講堂等を利用したフォーラムなど、開催の形式は問わないが、参加者の募集、講師の選定・確保、会場の確保、必要な資料やテキストの用意等、セミナー等の実施に係る一切の業務

を行うこと。

- セミナー等で伝える主なテーマは下記のとおりとし、それを補足するものとして必要に応じて適宜テーマを追加すること。
- 講師の選定にあたっては、主なテーマを網羅的に伝えることができるよう、専門的知識等を要する人材を確保すること。なお、講師が複数名となることも可とする。
- 次年度以降の事業の参考とするため、受講者に対してセミナーの内容に関するアンケート調査を実施し、結果をまとめ、開催概要やテキスト等の資料とともに委託者に提出すること。

### 【主なテーマ】

#### ①ライフデザイン

- ・結婚や出産、子育て
- ・趣味や家族の時間と仕事
- ・地域活動等との関わり

#### ②社会情勢

- ・人口減少社会の影響
- ・結婚、出産に関すること（初婚年齢・婚姻率、理想の子ども数と実際の子どもの数のギャップ、高齢出産リスク、若者の結婚意識等）
- ・仕事に関すること（男女の就業状況、女性のM字カーブ等）

#### ③理想の働き方

- ・プライベートな時間を生み出す工夫
- ・女性の活躍について

#### ④これからの企業選びのポイント

- ・上司と部下、経営者と従業員のコミュニケーション
- ・ライフイベントに伴う制度の充実 等

#### ⑤子育て支援

- ・札幌市や民間事業者等が実施している子育てを応援する取組

### (2) ウェブサイトの運営

平成28年度に、若者の理想のライフプランを実現させることを目的として、ワーク・ライフ・バランスや結婚・出産、子育てに関する基礎知識、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の実践例、ロールモデルとなる人物のリアルな日常や仕事術などを紹介するウェブサイト「COME ON!ミライ」を開設した。

これまでの当サイトのデザインやテキストのトーン等の連続性を保ちながら、新たなコンテンツを追加し、更なる内容の充実を図る。

(COME ON!ミライ：<http://www2.city.sapporo.jp/kodomo/wlb/lifeplan/>)

- 主たるターゲットは、これから社会に出る学生及び若手社会人等とし、就職を考える学生たちにとって、一般的な企業説明会等では得ることの難しい企

業のワーク・ライフ・バランスの取組状況を知ることのできる場となるほか、若手社会人にとって、自由な時間を生み出すための仕事術の学びの場等として活用されることを想定している。

- サイトの運営にあたっては、ターゲットが興味を持って閲覧できる工夫を施すとともに、札幌市以外の官庁や民間で運営するウェブサイトのうち、当サイトの主旨に合致するサイトについては積極的に相互リンクを設定するなど、ターゲットに広く当サイトが周知されるよう工夫を施すこと。
- サイトに掲載する情報は、実践例を紹介する企業やロールモデルとなる人物の確保・取材等を含め、原則受託者が収集することとし、ページデザインやレイアウト作成、コンテンツの企画、取材、コーディング作業等、契約期間満了までのサイトの運営に係る一切の業務を行うこと。
- 運営にあたっては Facebook 公式ページ及び Twitter 公式アカウントとの効果的な連動を図り、情報の拡散に努めること。
- 使用するサーバは、札幌市が所有するサーバとする。サーバの仕様等については別紙「サーバ技術仕様・制限等」を参照すること。
- サイトの運営に用いられたデータは、委託者の求めに応じて随時提出すること。
- 新たに作成する全てのページにアクセスデータの集計・管理用に Google アナリティクスを埋め込みを行うこと。なお、埋め込みソースは委託者が提供する。
- 受託者は、受託者の構築したテストサーバにコンテンツを用意し、随時、委託者が確認できる環境を整えること。また、当該環境において、動作確認、リンクチェック、アクセシビリティチェック(画像の代替テキストのチェックを含む)、HTMLエラーチェック、ブラウザチェックを行い、公開前に必ず委託者の了解を得ること。なお、リンクチェック、アクセシビリティチェック、ブラウザチェックについては、検証結果一式の資料を提出すること。
- サイトの構築にあたっては、独立行政法人情報処理推進機構「安全なウェブサイトの作り方」(最新版)に基づき、脆弱性を排除すること。
- 今後、当サイトには定例のセキュリティチェックが行われることを配慮し、作成すること。
- 業務は、別冊の「札幌市公式ホームページガイドライン」を順守すること。ただし、事前に委託者に確認し承諾が得られた場合については変更できるものとする。

## 5 納品物

### (1) ライフプランセミナー実施報告書

開催概要、テキスト等の資料、受講者アンケート結果等についてまとめた報告書一式を納品すること。

### (2) ウェブサイト関連データ

本業務の契約後、速やかに本仕様書に基づいた作業計画書を提出し、委託者の了承を得ること。

また、業務終了後は速やかに完了届を提出すること。

その他、以下の成果品一式を DVD-R 等に保存した電子データで納品すること。

- ① ホームページ構造設計書
- ② HTML ファイル等データ
- ③ 画像データ（高解像度のデータを含む）
- ④ イラストデータ（Windows 版及び Mac OS 版 Adobe「IllustratorCS5」で加工可能なもの）
- ⑤ 動作確認時の検証完了チェックシート又はそれに準じるもの
- ⑥ サイトマップ
- ⑦ ホームページ更新マニュアル

## 6 秘密の保持

本業務の遂行にあたり、知り得た情報については、本契約の履行期間及び履行後においては業務上知り得た個人情報を含む全ての情報を第三者に漏らしてはならない。データの取り扱いについても同様である。また、秘密保持及びデータの取り扱いについて、従業員その他関係者への徹底を行うこと。本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。

## 7 その他

- (1) 本業務履行にあたり、この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度委託者に協議のうえ決定する。
- (2) 受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行う上で必要な能力と経験を有する者とし、契約書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 本業務履行にあたり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料などは、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについてはこの限りではない。
- (5) この業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (6) 委託業務の成果物の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また、成果物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (7) 委託業務の成果物に使用する写真、イラスト、その他の資料等について、第三

者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。

- (8) 成果物に使用された写真、イラスト、その他の資料等については、本事業に関連する目的で委託者が行う広報活動に必要な範囲内で、二次使用（印刷物の制作等）できるものとする。
- (9) 本サイトの公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用および責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (10) 受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱留意事項」に基づき、適切な措置を講じること。
- (11) サーバの利用等、本市職員の立ち合いを必要とする作業がある場合は、原則として法令で定める休日および年末年始（12月29日から1月3日）を除く、月曜日から金曜日までの8時45分から17時15分の間を実施すること。
- (12) 本業務の履行にあたり、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

#### 【個人情報取扱注意事項】

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

（秘密の保持）

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（再委託等の禁止）

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

（複写、複製の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

（目的外使用の禁止）

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（資料等の返還）

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個

人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。